市町村議会で議決した意見書（平成28年４月～６月）

平成28年7月7日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	盛岡市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.28	1
2	盛岡市	保育士等の処遇改善，認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書	H28.6.28	2
3	盛岡市	介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める意見書	H28.6.28	3
4	北上市	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書	H28.6.24	4
5	北上市	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書	H28.6.24	5
6	久慈市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	H28.6.22	6
7	遠野市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	H28.6.17	7
8	遠野市	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書	H28.6.17	8
9	一関市	雇用促進住宅廃止問題への適切な対応を求める意見書	H28.6.24	9
10	釜石市	歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書	H28.6.24	10
11	二戸市	米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書	H28.6.21	11
12	二戸市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.21	12
13	八幡平市	陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持と周辺地域の環境整備を求める意見書	H28.5.12	13
14	奥州市	TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書	H28.6.21	14
15	奥州市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書	H28.6.21	15
16	奥州市	消費税10%への増税中止を求める意見書	H28.6.21	16
17	奥州市	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.21	17
18	滝沢市	陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持と周辺地域の環境整備を求める意見書	H28.4.28	18
19	金ヶ崎町	安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書	H28.6.9	20
20	軽米町	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.17	21
21	野田村	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書	H28.6.17	22
22	野田村	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書	H28.6.17	24
23	洋野町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成29年度政府予算拡充を求める意見書	H28.6.7	25
24	一戸町	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書	H28.6.14	26

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成28年６月28日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は平成27年４月分から年金を0.9％増額改定しました。これは、本来なら消費者物価指数の上昇にリンクして2.7％増額すべきところを、賃金上昇率2.3％に特例水準解消のためとする0.5％を減じたうえに、マクロ経済スライドの適用でさらに0.9％減額し、結果として0.9％の増額改定にとどめたことによるものです。 年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者、年金生活者など低所得者にとっては、さらに負担が重く、憲法で保障された生存権を脅かしています。 年金の収入減は年金受給者だけの問題ではなく、若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安が解消できず、生活に明るい見通しを持つことができないなど、大変深刻な問題です。 年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き上げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金がふえれば地域の消費はふえ、高齢者の医療や介護の負担も低減でき、好循環になります。 よって、国においては、下記事項について実現するよう求めます。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金額を抑制する「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 28 年６月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 【件　　　名】保育士等の処遇改善、認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書 2015 年４月、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が施行されました。新制度では保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保も含めていまだ十分とは言えません。保育の現場では、実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから保育士不足が深刻であり、増加する待機児童への対応も遅れています。 よって、国においては、こうした事態を解決するためにも、保育士等の配置の改善や給与の改善を早急に実施し、あわせて認可保育所増設のための緊急対策を講じ、必要な財源を安定的に確保するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 28 年６月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続することを求める意見書 公的介護保険は、1997 年に法制化され、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠な公的社会保険制度になっています。 このような中、2015 年６月 30 日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出されています。基本方針では、生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行等の内容となっています。しかしながら、要介護軽度者は、生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々です。このまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使い生活援助サービスや福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々の多くが全額自己負担となり、生活維持のためにサービスの利用を断念することも危惧されます。 その結果は、介護度の重篤化を招き、逆に社会保障費全体が増大することにつながります。「要介護軽度者に対する給付の見直し検討する」という基本方針は再考すべきです。 よって、国においては、介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年６月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成 26 年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成 27 年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。 この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ、被災した子どもや保護者に大きな安心感を与えてきました。 東日本大震災から５年が経過し、集中復興期間が終了した今なお、被災地では、復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たず、家庭や地域の様々な問題が子どもたちの生活に不安を与えています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。 よって、国及び政府関係機関においては、平成 29 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続していただくよう、強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 28 年６月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 【件　　　名】30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。特に、義務教育においては、その水準の維持、向上が大きな課題となっております。 学校では、不登校やいじめ等生活指導面の課題が深刻化しています。さらに、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもや、障害のある子どもへの対応など、きめ細かく接していくことが必要となっています。 しかし、日本では、ＯＥＣＤ諸国に比べて１学級あたりの児童生徒数や、教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げ、計画的に教職員定数を改善することが必要です。 また、憲法の精神である、義務教育の機会均等、水準確保、無償性を支えるために必要な制度を整備することは国の責務でありますが、国の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられました。これにより、教育予算は、地方自治体の財政を圧迫しています。 自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもに教育の機会を保障するためには、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を２分の１に復元する必要があります。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。 ２　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ３　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ４　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 28 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 日本はＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。 自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であり、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているほか、日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており、このことは、自治体の判断として少人数教育の推進の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、憲法に教育を受ける権利が定められているが、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。 よって、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年６月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。いくつの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲･主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めるものである。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 28 年６月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣、消費者担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣 【件　　　名】食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書 農林水産省によると、日本では年間約 2,800 万トンの食品廃棄物が発生している。このうち、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品ロスは 632 万トンと推計されており、食品ロスの削減は、国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際的な重要課題である。 食品ロスの削減には、過剰生産の抑制による生産・物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時の CO２削減による環境負荷の軽減といった効果がある。さらに、未利用食品の有効活用は、生活困窮者等の支援にも資するものである。 よって政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。 記 １　食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。 ２　加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。 ３　飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれる分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。 ４　家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。 ５　フードバンクや子ども食堂などの取組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 28 年６月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】雇用促進住宅廃止問題への適切な対応を求める意見書 雇用促進住宅は、かつて雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された勤労者向けの住宅であり、当市においても昭和 53 年から平成 10 年にかけ、９宿舎に 22 棟 800 戸が整備された。 このうち、平成 28 年３月末には 282 世帯が入居しており、多い宿舎では入居率が 70%となっている。 国においては、平成 13 年に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」において、「早期に廃止」の方針を示し、最終的には、平成 33 年度までに雇用促進住宅の事業廃止を完了することとされた。 雇用促進住宅は、住宅事情が十分に整備されていない地方にあっては、比較的安価な家賃等もあり、定住などに一定の成果があったと評価している。 この雇用促進住宅の廃止問題は、その所管は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」であるが、現に生活、入居している方々の将来への対応については、国において、全責任の基に対応すべきである。 したがって、国においては、下記事項について、入居者の声を聴き、万全な対応をとることを求める。 記 １　民間への売却を実施しているが、取得希望者が参加、取得可能な入札制度とすること。 ２　入居者に対して、丁寧な説明を行うとともに、強制的な退去は行わないこと。 ３　現に入居している方々が、将来に不安を生じないよう、一律に平成 33 年度に廃止せず、各宿舎の実情に合わせた柔軟な対応を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
釜　石　市	【議決年月日】平成 28 年６月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】歯科治療における保険適用の範囲拡大を求める意見書 今日の歯科医療は糖尿病の管理をはじめ、心臓疾患、誤嚥性肺炎、認知症の予防など、全身の健康にとって必要不可欠な口腔機能を維持させる上で、ますます重要となっております。 しかし、日本医療政策機構の調査によれば、年間所得が 300 万円未満の世帯では、「費用がかかる」という理由で過去１年間一度も歯科受診をしていない方が４割に上っており、経済格差が「歯の健康格差」を生み出しているといえます。 岩手県保険医協会が行った県内小中学生を対象とした調査では、学校健診で「要歯科受診」と診断された小学生の 46.7%、中学生では 69.0%の児童生徒が受診しておらず、その理由のひとつとして「治療費負担などが経済的に支払えない」などの理由があげられております。 歯科医療は保険のきく治療の範囲が限られているため「歯の治療はいくら費用がかかるかわからない」との不安から受診の手控えにもなっております。 安全で普及している歯科治療については、品質や安全性も確保され、定着している治療技術や材料も、順次保険適用されるべきであります。 ついては、国において患者、国民、歯科医療従事者の共通の願いである、誰もが少ない患者負担で済む良質な歯科医療を受けられるよう、保険適用の範囲を拡大・充実することを強く要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び地方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長 【件　　　名】米軍属による女性遺体遺棄事件に関する意見書 平成２８年４月２８日から行方不明となっていた沖縄県うるま市の２０歳の女性会社員が５月１９日に恩納村内の雑木林で遺体となって発見された事件で、沖縄県警は嘉手納基地内で働く元海兵隊員で米軍属の男を容疑者として逮捕した。 幾度となく繰り返される米軍絡みの事件は、沖縄県民のみならず日本全体に大きな衝撃と不安を与えている。前途ある若い女性の未来、夢、希望、人生を奪った残虐な行いは断じて許されない。激しい怒りと深い悲しみが沖縄と全国に広がっている。 これまで米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止の強化が言われてきたが、効果は上げておらず、沖縄県民は戦後７０年を経た今もなお、基地があるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられていることを今回の事件は示している。 よって、本市議会は、沖縄県民の生命と尊厳を守る立場から、今回の米軍による事件に関し、米軍当局並びに関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の徹底、実現を強く要求する。 記 １．被疑者に対する厳正な対応と、遺族への謝罪及び完全な補償を行うこと。 ２．米軍人、軍属の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、沖縄県民が安心できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。 ３．日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 高齢者の生活は困窮を極め、「老後破産」とか「下流老人」という言葉が流行語になるほどです。その主な原因は低額年金にあるといっても過言ではありません。 厚生労働省は、今年度の年金を０．９％増額改定しましたが、本来は物価に比例して２．７％か、賃金上昇分の２．３％増額すべきものです。年金は高齢者の生活を支えており、そのほとんどが消費に回ります。そのため年金の増減は地域経済にも大きな影響を与えています。また、年金の毎月支給は、国際的には年金制度のあるほとんどの国で実施しており、年金生活者、とくに低年金者にとっては切実な問題です。 ２０１５年に初めて実施されたマクロ経済スライドは、今後に亘って年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金不信が増長され、ひいては年金制度への信頼がさらに低下することが懸念されます。 このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、下記の事項について要求します。 記 １．年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２．年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３．全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期実現すること。 ４．年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 28 年５月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房長官 【件　　　名】陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持と周辺地域の環境整備を求める意見書 自衛隊は、国土防衛はもとより国民の生命、財産を守る崇高な任務とともに地震、風水害、林野火災などの大規模災害時の災害派遣やＰＫＯ等の人道復興支援などの活動を担っており、その多種多様な任務遂行に対し、国内外から高く評価されているところであります。 これまでも、岩手駐屯地は災害発生時の捜索救助活動や人道支援など迅速に対応していただいており、県民の生活に欠くことができない存在であります。 さらに、本年は、希望郷いわて国体が完全国体として開催されることから、岩手駐屯地の支援が不可欠であり、非常に大きな存在となっております。 特にも、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災津波の際には、岩手駐屯地が本県の被災地対応における基地機能を担ったところであり、地元自治体としても誇りに思うものであります。 そのような折、昨今の国際情勢等を鑑み平成２５年に決定された国家安全保障戦略に基づく防衛大綱及び中期防衛力整備計画において、今後の自衛隊の体制整備が示されたところでありますが、この内容は、本地域に駐屯する第９特科連隊等の上級部隊である第９師団の改編も含め、岩手駐屯地の定員削減に直接関わるものと推察されるものであり、大変憂慮しております。 大綱及び計画においては、自衛隊の部隊の改編や駐屯地・基地の配置に当たっては、部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献している場合等を踏まえ、地域の特性に配慮するとも明記されております。 岩手駐屯地においては、これまでも部隊の改編や移駐が進められてきた経緯があり、これ以上の削減・縮小は地域の衰退につながるとともに、災害派遣などに不安を与えるだけでなく、地域と共に歩んできた部隊でもあり、自衛隊の存在を高く評価している地域住民の生活や地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 また、東日本大震災の被災県でもある本県は、未だ復興の道半ばであり、４月１４日に発生した熊本地震など世界的な異常気象を背景とした大災害の発生も絶えない状況にあります。 このような災害発生時の避難、救援、復旧等において県民が最後に頼る砦は、自衛隊であり、特にも地域に根差した岩手駐屯地の協力、支援が不可欠であります。 隊員構成の約８０％が岩手県出身である岩手駐屯地の縮小は地域との連携を低下させることになり、加えて地域経済に大きな影響を与えるものとなることから、地域特性への適切な配慮を大いに期待するところであります。 よって、国においては、陸上自衛隊岩手駐屯地における現体制を維持するとともに、より一層の周辺地域の環境整備を図るよう強く要望するものであります。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 【件　　　名】ＴＰＰ協定を国会で批准しないことを求める意見書 ＴＰＰ協定（環太平洋パートナーシップ協定）は、重要５品目の３割の関税を撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉の関税引き下げなどの大幅な譲歩を行うとしています。加えて、その他農産品では 98%の関税撤廃を合意しており、本県の農業生産にとって重大な影響が懸念されます。 今国会のわずかな審議の中からも、①ＴＰＰ協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国５カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったという 155 の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実が明らかになりました。 これらの内容が「農林水産分野の重要５品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること」(2013 年４月 18 日・19 日　衆参農林水産委員会）とした国会決議に違反していることは明らかです。 以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。 記 １　国会決議に違反するＴＰＰ協定承認案を撤回し、関連法案を廃案にすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書 日本はＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しているうえに、障がい者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもたちへの合理的配慮の対応、外国人労働者の子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後１０年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であり、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。 義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法の要請である。 よって、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であることから、２０１７年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税 10%への増税中止を求める意見書 安倍晋三首相は、世界経済がこの１年余りの間に想像を超えるスピードで変化し、世界的な需要の低迷、成長の減速が懸念され、今年、そして来年とさらなる景気悪化が見込まれていることなどを理由に、2017 年４月に予定していた消費税 10%への引き上げ時期を 2019 年 10 月まで、２年半延期する方針を明らかにしました。 日本の経済危機に関しては、例えば本市では、「総合建設業を除くあらゆる業種で業況判断がマイナスとなっている」「個人消費が減退、管内の景気は悪化へ」（胆江日日新聞、2016 年５月 11 日付）と報道されるなど、地方においてアベノミクスの波及効果は感じられず、大都市圏と地方との経済格差など、増税の悪影響が目立つ結果となっています。10%への増税を２年半延期したとしても、その後に増税すれば、地域経済の悪化は更に進むことが予想されます。 消費税は、低所得者ほど負担が重い税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためならば、税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、無駄な支出を控えるとともに、消費税増税と同時に実施した法人税の引き下げを改めることなども必要ではないでしょうか。 熊本地震や東日本大震災の復興をすすめ、被災者の生活再建のためにも、消費税の増税は中止すべきです。 よって、以下の事項について強く求めます。 記 1　消費税 10%への増税を中止すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 28 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は、2015 年度の年金を０．９％増額改定しましたが、この改定は、本来、物価の上昇に比例して２．７％増額すべきところを、2004 年の年金制度の改定を受け、より低い賃金上昇率２．３％から年金の特例水準解消のためとする０．５％を減じたうえに、マクロ経済スライドの適用でさらに０．９％減額し、結果として０．９％の増額改定にとどめたことによるものです。 2015 年に初めて適用されたマクロ経済スライドは、今後にわたって年金削減の流れに道を開くものになり、高齢者だけの問題ではなく、将来の年金生活者である若者にとっても大変深刻な問題です。 年金は高齢者の生活を支えており、そのほとんどが消費に回ります。そのため、年金の増減は地域経済にも大きな影響を与えています。 また、国民の生存権を守るためにも、全額国庫負担の「最低保障年金制度」は必要であり、年金の毎月支給についても、国際的には年金制度のあるほとんどの国で実施しており、年金生活者、特に低年金者にとっては切実な問題です。 よって、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現へ向け、次の事項を強く求めます。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】平成 28 年４月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣 【件　　　名】陸上自衛隊岩手駐屯地の体制維持と周辺地域の環境整備を求める意見書 自衛隊は、国民の生命、財産と領土を守る国防に係る崇高な任務とともに、地震、風水害、林野火災などの大規模災害時の災害派遣やＰＫＯ等の人道復興支援などの活動を担っており、その任務遂行に対し、国内外から高く評価されているところであります。 また、岩手駐屯地は、本地域はもとより、岩手県内の地震、風水害、林野火災などの大規模災害に長年迅速に対応していただいており、県民の生活に欠くことができない大変大きな存在となっております。 特にも、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災津波の際には、岩手駐屯地が本県の被災地対応における基地機能を担ったところであり、地元自治体としても誇りに思うものであります。 そのような折、昨今の国際情勢等を鑑み平成２５年に決定された国家安全保障戦略に基づく防衛大綱及び中期防衛力整備計画において、今後の自衛隊の体制整備が示されたところでありますが、この内容は、本地域に駐屯する第９特科連隊等の上級部隊である第９師団の改編も含め、岩手駐屯地の定員削減に直接関わると推察されるものであり、大変憂慮しております。 大綱及び計画においては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献している場合等を踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地域の特性に配慮するとも明記されております。 岩手駐屯地においては、これまでも部隊の改編や移駐が進められてきた経緯があり、これ以上の削減・縮小は本地域の衰退につながるとともに、地元自治体の税収、交付金などにも影響が出てくるものであります。また、地域と共に歩んできた部隊であり、地域活動や地域住民の生活にも大きな影響を及ぼし、本地域のまちづくりが停滞することが懸念されます。 また、東日本大震災の被災県でもある本県は、未だ復興の道半ばであり、そのような中での世界的な異常気象を背景とした風水害等の発生も絶えない状況にあります。災害発生時の避難、救援、復旧等において県民が最後に頼る砦は、自衛隊であり、特にも地域に根差した岩手駐屯地の協力、支援が不可欠であります。 地域に根差した自衛隊の存在は、県民全体の安全・安心な生活環境の確保・災害派遣活動等の面で非常に重要であり、また、本県において、岩手駐屯地の協力・支援は不可欠であります。約８０％が岩手県出身の隊員で構成される岩手駐屯地の縮小は、地域コミュニティの維持・活性化にも大きな影響を与えるものとなることから、こうした地域特性への適切な配慮を大いに期待するところであります。

市町村議会名	意見書の内容
	よって、国においては、陸上自衛隊岩手駐屯地における現体制を維持するとともに、より一層の周辺地域の環境整備を図るよう強く要望するものであります。 　以上、下記事項について、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 記 　地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献している岩手駐屯地の現体制を維持するとともに、市民生活の安全・安心を確保するため、より一層の周辺地域の環境整備を図るよう強く要望する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 28 年６月９日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣 【件　　　名】安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書 第１８９回国会の最大の焦点であった安全保障関連法案は、参議院平和安全法制特別委員会及び本会議で与党が採決を強行し、平成２７年９月１９日に成立した。 この安全保障関連法案は、国際紛争に対処する諸外国の軍隊等の後方支援を新たな立法措置をとらなくても随時可能にする「国際平和支援法案」と、集団的自衛権行使を限定的に可能にする武力攻撃事態法や自衛隊法など１０件の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の２法案であり、国民生活に関わる極めて重要な法案である。 衆参両院合わせて２００時間を超える法案審議が行われたにも係わらず、閣僚の答弁は不安定で、中身のある実質的な議論が十分にされたとは言い難い状況であった。 自衛隊の海外派遣や集団的自衛権行使の判断が、時の政権の裁量に委ねられてしまうのではないかと不安視する声は高まり、報道各社の世論調査を見ても、国民の理解が得られたと言うことはできない。 集団的自衛権の行使容認は、これまで歴代政権が維持してきた戦後の安全保障体制を根本から変えるものである。安全保障関連法案は、合憲であるとの主張がある一方で、多数の憲法学者や弁護士、元内閣法制局長官、元最高裁判所判事などが違憲だと断じたことは重く受け止めるべきである。 そのような中で採決が強行され、法案が成立したことは誠に遺憾である。 憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、成立した安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 28 年６月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 一昨年の全国消費者物価 2.7%と賃金 2.3%上昇を受けて、本年４月から年金が 0.9%増額改定されています。しかし、これは本来なら、物価上昇にリンクして 2.7%増額すべきところを 2004（平成 16）年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率 2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする 0.5%を減じたうえに、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに 0.9%減額し、結果として 0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。 年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、医療・介護保険料の負担増の下で、高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらしています。 低賃金の非正規雇用で働く若者は 2,000 万人にも増大し、年収 200 万円以下のワーキングプアは 1,100 万人を超える異常な状態となっています。このことは、国民年金の未納者を増大させ、将来、無年金・低年金となることが懸念され、年金の削減は高齢者だけの問題ではなく「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。 年金はそのほとんどが消費に回ります。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担の低減できる好循環になります。 以上のことから、下記事項の実現を強く求めます。 記 １、年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。 ２、全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ３、年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	**【議決年月日】平成 28 年６月 17 日** **【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣** **【件　　　名】軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書** 脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、身体の強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。症状はすぐに始まることあれば、損傷後数時間から多いときで数か月発症しないこともあります。 症状が消失するまでに数か月を要するものとして、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発生脳神経まひ、尿失禁などがあり、まれには永続的な身体的、感情的、または知的な変更が発生します。さらに脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性も高くなり、死に至る場合もあります。 脳しんとうは Scat2 や Scat3、PocketScat2 といった発症後の経過を判断するための客観的な診断方法が確立されており、各スポーツ団体等においても採用されています。 平成 24 年７月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳障害を予防するための提言」が提出され、同月には文部科学省から「スポーツによる脳障害を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では正確な知識と理解が進まず、対応が後手に回るケースが多くみられます。またこのことが原因で発症後、社会の中で地位を確立するのが困難になっているのが現状です。 そこで、国におかれましては上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。 記 脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について １－教育機関での周知徹底と対策 各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、PocketSCAT2 の携帯を義務付けること。 併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頚部に衝撃を受けたと判断される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

市町村議会名	意見書の内容
	２－専門医による診断と適切な検査の実施 　脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけでなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、Scat３を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。 ３－周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置 　脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。 ４－園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止 　保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。 　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 28 年６月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 日本は、OECD 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化しており、学校に求められる役割は増加しています。また、学習指導要領によって授業時数や指導内容は増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。 しかしながら、第７次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定は必要で、一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年に「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われておりますが、国の施策として定数改善にむけた財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、来年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く求めるものです。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 28 年６月７日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成 29 年度政府予算拡充を求める意見書 子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを育む学校教育の役割は重要であり、その条件整備は不可欠である事から、計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充について、特段の配慮をされたい。 理由 日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多いままとなっている。そして、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの対応、外国語を母国語とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、学習指導要領見直しにより、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が不可欠となっている。 しかし、第 7 次教職員定数改善計画の期間終了後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。 子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上求められている。しかし三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられ、地方自治体財政は圧迫され非正規教職員が増えていることから、そのためにも国庫負担の拡充が必要である。 よって、国においては平成 29 年度の政府の予算編成において、次の措置を講ずるよう要望する。 １．子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 28 年６月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書 厚生労働省は平成 26 年の全国消費者物価指数と賃金の上昇を受けて、平成 27 年度に年金額を 0.9％増額改定しました。しかしこれは、本来なら物価上昇率に応じて増額すべきところを、より低い賃金上昇率を適用し、さらに年金の特例水準解消のための減額やマクロ経済スライドの適用により、結果として 0.9％の増額改定にとどめたことによるものです。また平成 28 年度は、物価が上昇したものの、賃金が減少したため年金額改定は行われませんでした。 年金の実質的な低下は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者など「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。 また、年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げは地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。 よって、国においては、以下の事項を実現するよう強く要望します。 記 １　年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 ２　マクロ経済スライドを廃止すること。 ３　全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。 ４　年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。